

土木一式(配水管工事)の総合点について(令和8年5月以前発注分まで)

総合点の算出方法について

総合点 = 客観点数(総合評定値通知書の総合評定値(P))
+ 主観点数A + 主観点数B + 主観点数C + 主観点数D
(工事成績) (指名停止) (施工体制) (給水装置工事件数)

客観点数・・・経営希望等評価結果通知書に記載の土木一式における総合評定値(P)

(審査基準日が前々年10月1日～前年9月30日のもの)

主観点数・・・主観点数A・・・前年度に採点された土木一式(配水管工事)における工事成績(4月1日から翌年3月31日までに完成し検査が完了したものを対象)から算出した数値

主観点数B・・・前年度における指名停止に係る期間(4月1日から翌年3月31日までに措置が確定した期間)から算出した数値

主観点数C・・・前年度の施工体制点検結果(4月1日から翌年3月31日までに完成し検査の終了したものを対象)から算出した数値

主観点数D・・・前年度の給水装置工事(4月1日から翌年3月31日までに竣工(検査合格したもの)を対象)の件数から算出した数値。津市上下水道事業局申請分が対象である。

算出方法・・・主観点数A・・・各業者の各業種毎の平均点(小数点以下は切捨て)下表に当てはめた点数を加算・減算する。

(表1)

工事成績評点の平均点	点数
96点以上	+60
91点～95点	+50
86点～90点	+40
81点～85点	+30
76点～80点	+20
65点～75点	0
60点～64点	-20
57点～59点	-30
54点～56点	-40
51点～53点	-50
51点未満	-60

主観点数B・・・指名停止を受けた月数(1月未満の期間は1月とする)を10倍した点数を減点する。

主観点数C・・・施工体制点検結果に基づき減点する。

主観点数D・・・給水装置工事の実績件数1件当たりにつき5点加算し、上限を50点(10件)とする。